

定 款

株式会社ノエビアホールディングス

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は、株式会社ノエビアホールディングスと称し、英文では、Noevir Holdings Co., Ltd と表示する。

第1章 総則

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

（1）次の製品の製造、販売および輸出入

- ① 化粧品、医薬品、医薬部外品、洗剤、歯磨、石けん、浴用製品
- ② 口腔衛生用品
- ③ 清涼飲料、菓子
- ④ 酒類
- ⑤ 健康食品、栄養補助食品
- ⑥ 食料品
- ⑦ 海水から抽出したビタミン、ミネラル等の栄養素を補給した食用塩、にがり、調味料およびそれらを使用した食品
- ⑧ 化学薬品
- ⑨ 医療用具
- ⑩ 日用品雑貨

（2）次の製品の販売および輸出入

- ① 貴金属、宝石、装身具
- ② 家庭用電気製品、家具、寝具、インテリア用品、食器、陶器、什器、キャンピング用品、釣具、スポーツ用品、衣料品、下着類、毛皮製品、化粧雑貨品、美容器具、家庭用衛生用品、生花植物、大工工具
- ③ 光学機器、音響機器、調理機器
- ④ 事務用機械器具
- ⑤ 航空機、航空機用機械器具
- ⑥ 船舶、船舶用機械器具
- ⑦ 車両、車両用機械器具

（3）不動産の売買、賃貸、仲介

- （4）損害保険代理業
- （5）生命保険の募集に関する業務
- （6）金融業および両替業
- （7）図書の出版および印刷業

- (8) 情報サービス業、広告業
- (9) 旅行業
- (10) 旅館業
- (11) バッグ・旅行用品等の販売およびレンタル
- (12) 駐車場の経営
- (13) 自転車貸渡業
- (14) 航空機使用事業
- (15) 航空運送事業
- (16) 写真撮影業
- (17) 航空機を利用した会員制俱乐部の運営
- (18) 航空機運送請負業
- (19) 航空機整備業
- (20) 航空関連事業のコンサルタント業
- (21) 格納庫賃貸業
- (22) 貨物運送取扱業
- (23) 船舶運送に関する業務
- (24) 一般および特定労働者派遣事業
- (25) 映画、演劇、スポーツ、音楽等の催物の興行
- (26) 美容学校、メイクアップスクール、カルチャースクールの経営
- (27) スポーツスクールの経営
- (28) レストラン、喫茶店、パブの経営
- (29) ホテルの経営
- (30) 薬草、園芸植物の栽培および緑化事業の経営
- (31) 水産物の養殖および加工
- (32) きのこ類等の栽培および加工
- (33) 愛玩動物用の食品、医薬品、医薬部外品、医療用具、医療機器および飼育用品の製造、加工および販売
- (34) 農産物、林産物の加工
- (35) 薬局の経営および毒物・劇物の販売
- (36) 介護保険法に基づく居宅介護支援、居宅サービス事業、介護療養施設運営および介護用品、機器の販売
- (37) 介護保険外における要介護老人、病人および身体障害者に対する入浴、食事、掃除、洗濯、医療機関への連絡、通院介助その他日常生活における介護サービス業務ならびに介護に関する指導
- (38) 介護療養型医療施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設の運営および業務請負
- (39) 上記各号に附帯関連する一切の業務

2. 当会社は、前項各号およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

第1章 総則

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を神戸市に置く。

第1章 総則

第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第1章 総則

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、145,000,000 株とする。

第2章 株式

第7条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる。

第2章 株式

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第2章 株式

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第2章 株式

第10条（単元未満株式の買増し）

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第2章 株式

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第2章 株式

第12条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第13条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の最終の日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

- 2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。

第3章 株主総会

第14条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

第3章 株主総会

第15条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めるところにより他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第3章 株主総会

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第3章 株主総会

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第3章 株主総会

第18条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第3章 株主総会

第19条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

第20条（取締役の員数）

当会社の取締役は、15名以内とする。

第4章 取締役および取締役会

第21条（取締役の選任方法）

取締役は、株主総会においてこれを選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第4章 取締役および取締役会

第22条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第4章 取締役および取締役会

第23条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。

第4章 取締役および取締役会

第24条（取締役会の招集）

取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

第4章 取締役および取締役会

第25条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めるところにより他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第4章 取締役および取締役会

第26条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の

過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

第4章 取締役および取締役会

第27条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。

第4章 取締役および取締役会

第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第4章 取締役および取締役会

第29条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第4章 取締役および取締役会

第30条（取締役の責任免除）

当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

第31条（監査役の員数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

第5章 監査役および監査役会

第32条（監査役の選任方法）

監査役は、株主総会においてこれを選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第5章 監査役および監査役会

第33条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第5章 監査役および監査役会

第34条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

第5章 監査役および監査役会

第35条（監査役会の招集）

監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで開くことができる。

第5章 監査役および監査役会

第36条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第5章 監査役および監査役会

第37条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。

第5章 監査役および監査役会

第38条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第5章 監査役および監査役会

第39条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

第40条（監査役の責任免除）

当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

第41条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

第6章 会計監査人

第42条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

第6章 会計監査人

第43条（会計監査人の責任免除）

当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。

第7章 計算

第44条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

第7章 計算

第45条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

第 7 章 計算

第 4 6 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

- 当会社は、毎年 3 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。
- 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 7 章 計算

第 4 7 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

制定・改正

- 2011 年 3 月 22 日制定
- 2011 年 12 月 9 日改訂
- 2015 年 12 月 9 日改訂
- 2022 年 12 月 8 日改訂
- 2025 年 12 月 9 日改訂